

危険な

空き家の

解体に

補助金があります

最大50万円

安全で安心な
暮らしの確保



住居環境
の保全



法改正により、適正な管理がされて
いない空き家は「管理不全空家等」、
「特定空家等」に認定されます。
認定後に指導を受け、勧告を受けると
土地の固定資産税が増額します。

空き家の管理をお願いします

制度の概要

まずは空き家の状態を確認するため、事前調査の申請をお願いします。

実施期間：2025年(令和7年)3月まで



対象の
空き家

- 次のいずれかに該当する空き家(一戸建ての住宅及び長屋に限る)
 - 昭和56年5月31日以前に建築されたもので、「特定空家等」には至らないが、そのまま放置すれば周辺に危険を及ぼす恐れのあるもの
 - 法に規定される「特定空家等」のうち、著しく保安上危険となる恐れのある状態のもの ※ともに市の基準により判定を行います

対象者

- 所有者及びその相続人
- 本市に納付すべき市税を滞納していない者
- 「特定空家等」に対する勧告を受けていない者 等

補助額

区分	補助率	上限額
基本額	工事費の1/2	30万円
加算額(住民税非課税の者)	工事費の1/10	20万円

申請手順

①事前調査

【提出書類】

- 事前調査申出書(第1号様式)
- 空き家の登記事項証明書・納税通知書等(所有者であることを証する書類)
- 空き家の付近見取図
- 空き家の外観及び周囲の写真

必ず事前調査を行います



②交付申請

解体工事の着手前に申請して下さい

解体工事

③実績報告